

事務局説明資料

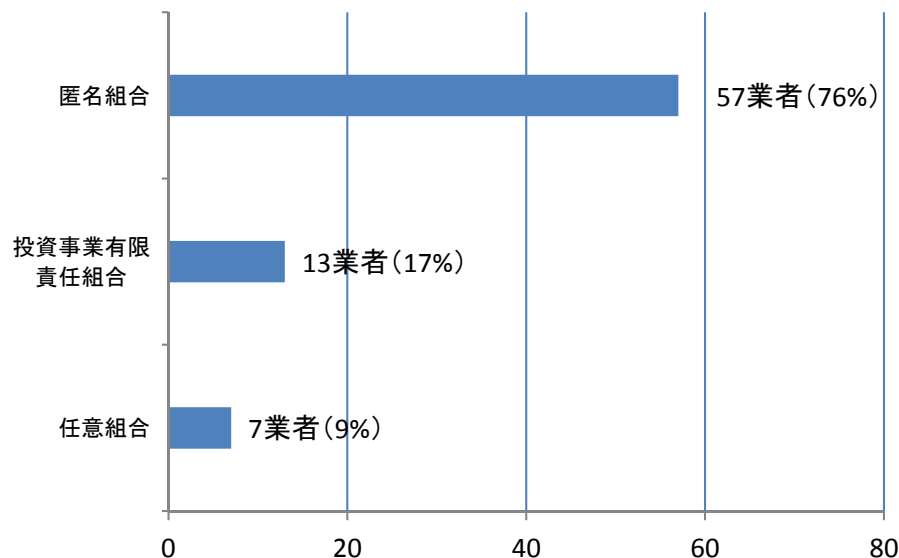
(警告書発出業者に係る状況)

平成26年11月6日
金融庁監督局

警告書発出業者に係る状況 ①

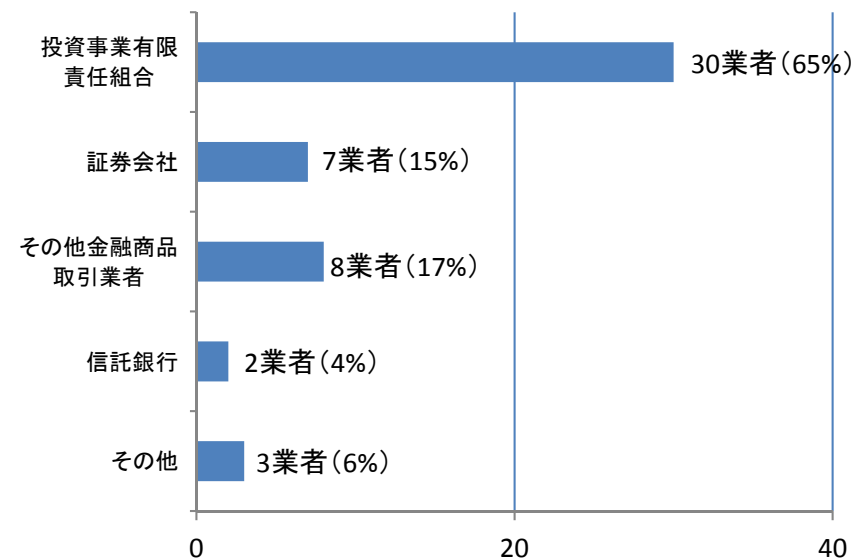
- 警告書発出業者が運用するファンドの組合形態としては、匿名組合が4分の3程度、投資事業有限責任組合が2割弱となっている。
- 警告書発出業者の3分の2程度は、適格機関投資家(以下、「プロ」という)として投資事業有限責任組合を利用している。

(1) ファンドの組合形態



(注1) 警告書発出業者(77業者)のうち、使用する組合形態が確認できた75業者について集計。
(注2) 1業者につき、複数のファンドを組成しており、それぞれ異なる組合形態を利用していた場合、1業者で複数計上している。

(2) プロの属性

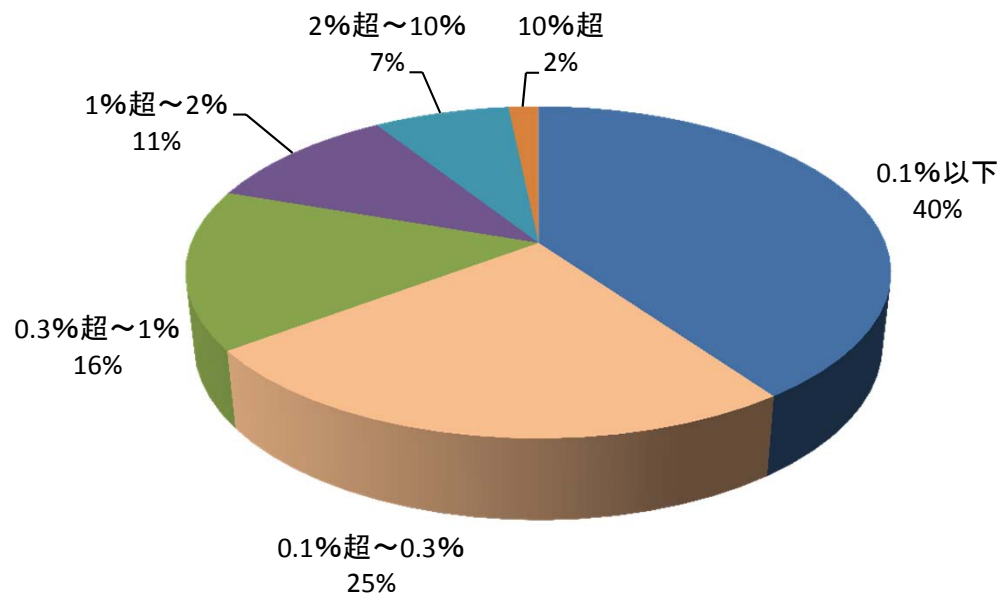


(注1) 警告書発出業者(77業者)のうち、プロが明確に存在していた46業者について集計。
(注2) 複数の属性に該当する複数のプロから出資を受けていた場合、1業者で複数計上している。

警告書発出業者に係る状況 ②

○ 警告書発出業者が運用するファンドにおけるプロの出資割合については、1%以下となっているファンドが8割程度を占めており、平均で0.87%にすぎない(プロの出資額については、100万円以下が9割程度を占めている。)

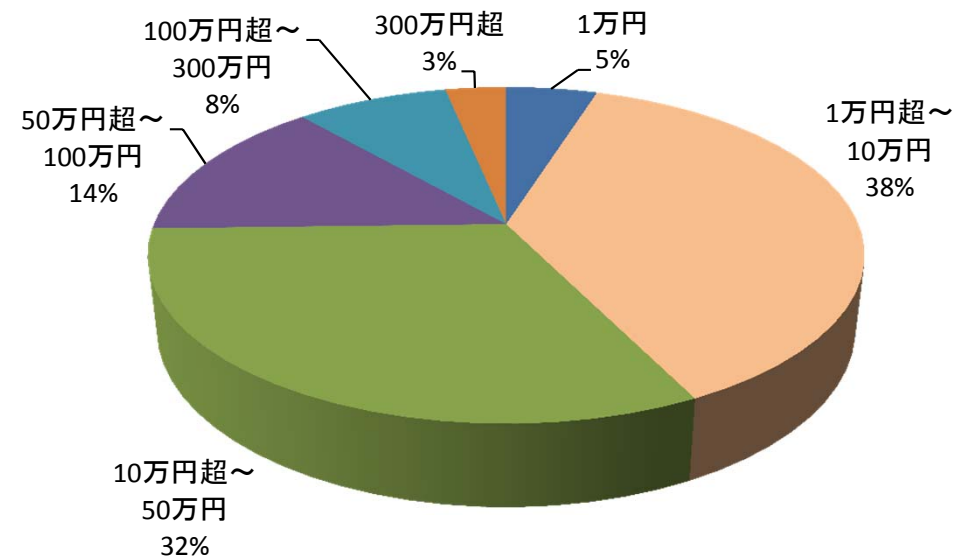
(3) プロの出資割合



(注) 警告書発出業者のファンド(234本)のうち、プロの出資を把握できたファンド122本について集計。

平均: 0.87%

(4) プロの出資額



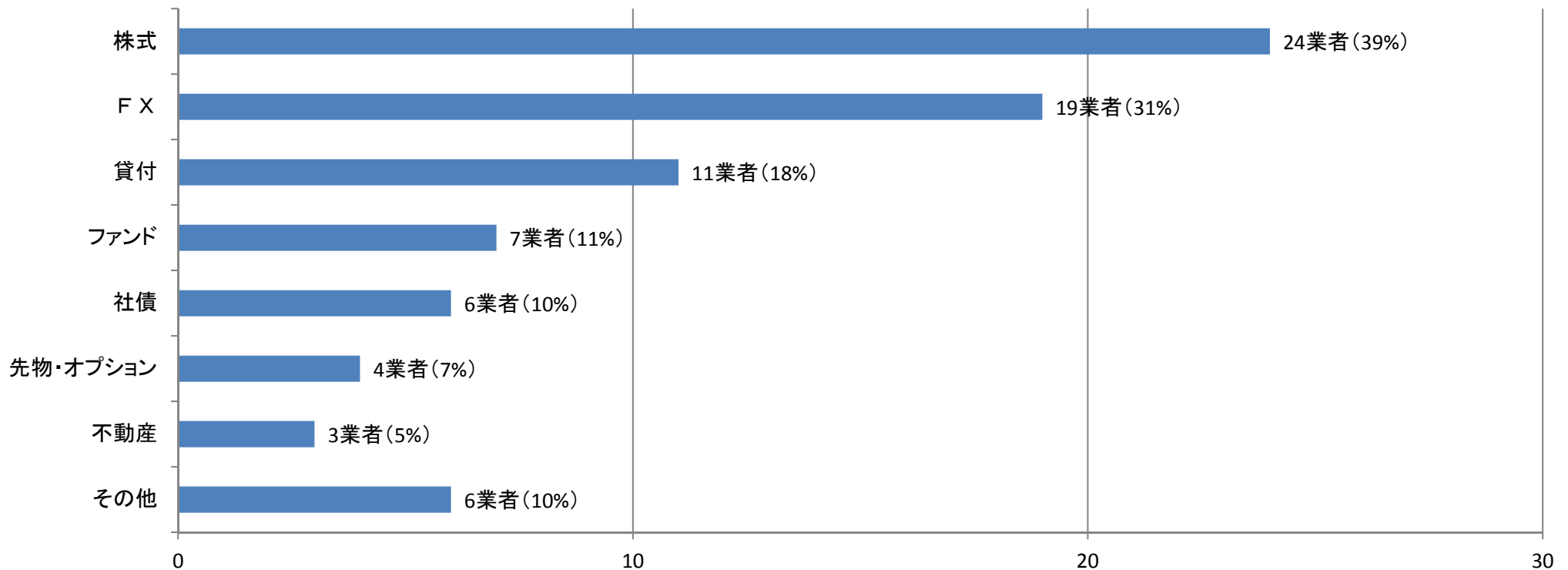
(注) 警告書発出業者のファンド(234本)のうち、プロの出資を把握できたファンド122本について集計。

平均: 64万円

警告書発出業者に係る状況 ③

○ 警告書発出業者が運用するファンドの投資対象は、株式が4割程度、FXが3割程度となっている。

(5) ファンドの投資対象



(注1) 警告書発出業者(77業者)のうち、投資対象が把握できた61業者について集計。

(注2) 複数の投資対象に投資していた業者については、1業者で複数計上している。